

《 定 款 》

一般社団法人 蒲田青色申告会

第 1 章 総 則

- (名 称)
- 第 1 条 この法人は、一般社団法人蒲田青色申告会（以下「本会」という。）と称する。
- (事 務 所)
- 第 2 条 本会の主たる事務所を東京都大田区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

- (目 的)
- 第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。
- (事 業)
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
- (1) 青色申告の普及推進
 - (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
 - (3) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
 - (4) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
 - (5) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
 - (6) 会員相互の親睦及び福利厚生
 - (7) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
 - (8) 友誼団体との連携及び協調
 - (9) 労働保険事務組合としての事務代行
 - (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

- (法人の構成員)
- 第 5 条 本会に次の会員を置く。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
 - (2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体
- 2 正会員は、本会に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定められた以下の社員の権利を社員と同様に行使することができる。
- (1) 法人法第 1 4 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 3 2 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 5 0 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (4) 法人法第 5 1 条第 4 項及び第 5 2 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (5) 法人法第 5 7 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 法人法第 1 2 9 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 2 2 9 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 2 4 6 条第 3 項、法人法第 2 5 0 条第 3 項及び法人法第 2 5 6 条第 3 項の権利の権利（合併契約等の閲覧等）

- (会員の資格の取得)
- 第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

- 第 7 条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退会)

- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 7 条の支払い義務を 12 ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 当該会員が退会したとき
- (5) 当該会員が除名されたとき

第 4 章 代 議 員

(社員)

- 第 11 条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の定数)

- 第 12 条 本会に 15 名以上 35 名以内の代議員を置く。

(代議員の選出)

- 第 13 条 代議員は、正会員による選挙により正会員の中から選出する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 2 代議員選挙は選挙規則に基づき、理事会から独立して行う。前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 3 代議員に欠員を生じた場合、選挙規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員の職務)

- 第 14 条 代議員は、社員として総会に出席し、総会で表決権を行使する。

(代議員の任期)

- 第 15 条 代議員の任期は、選出後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は欠員により選出された代議員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4 代議員が、法人法に規定された社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員としての地位を失わない。

(代議員の解任)

- 第 16 条 本会の代議員にふさわしくない行為があった場合、その他第 9 条各号に類する事実があったときは、総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の決議により、その代議員を解任することができる。
- 2 前項の規定により代議員を解任しようとする場合には、その代議員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(代議員の報酬)

- 第 17 条 代議員は、無報酬とする

- 2 代議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 総 会

(構成)

- 第 18 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 19 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 会費の金額の決定又はその規程
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
 - (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 20 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 21 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総代議員の表決権の 5 分の 1 以上の表決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の 2 週間前までに、代議員に対して必要な事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

- 第 22 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、出席した他の理事の中から選出する。

(表決権)

- 第 23 条 代議員は各 1 個の表決権を有し、表決権は法人法上の議決権とする。

(決議)

- 第 24 条 総会の決議は、総代議員の表決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の表決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の表決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 会員の除名
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面による表決権の行使等)

- 第 25 条 やむを得ない理由により、総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の総会に出席した代議員を代理人として、表決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 27 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 17 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち次の役職者を理事会の決議により選任する。
 - (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 6 名以内

なお、必要と認める場合には、理事のうちより専務理事 1 名を置くことができる。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

- 4 第 2 項の副会長及び専務理事を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(役員 の 選 任)

第 28 条 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。ただし、会長の推薦により、正会員以外の者（法人又はその他の団体である場合は、その代表者又は役員）で、本会の目的及び事業に賛同する者のうちから、総会において選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 業務執行理事は、理事会の決議により選任する。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところより、本会を代表し、その職務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を掌理し、事務局を総括する。

- 5 業務執行理事は、理事会の決議により別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任 期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、定款第 27 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事の権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 32 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事には、総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問・相談役)

- 第34条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。
- 2 名誉役員は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること
 - 3 名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 名誉役員の報酬は、無償とする。
 - 5 名誉役員には、費用を弁償することができる。

第7章 会 議

(理事会)

- 第35条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 名誉役員は、会長の求めに応じて、理事会に出席し、参考意見を述べることができる。

(理事会の権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

- 第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(理事会の決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事並びに理事会において選任された議事録署名人1名以上が署名、又は記名押印する。

(執行部会)

- 第41条 本会に、執行部会を置くことができる。
- 2 執行部会には、会長、副会長、専務理事及び会長が指名した理事をもって構成する。

(執行部会の権限)

- 第42条 執行部会は、理事会の審議事項の検討等の準備を行う。
- 2 執行部会は、理事会において承認された事項の執行に当たり、具体的な協議を行う。
 - 3 執行部会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第44条 本会は剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、収支予算が成立するまでの間、通常の本会業務を執行するに当たり、必要な経費の金額に限り、支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の表決権の3分の2以上の決議によって、変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において、有する残余財産は、総会の決議により公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会、支部、部会

(委員会)

第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第51条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、支部を設置することができる。

2 支部の支部長は、会員のうちから、理事会において選任する。

3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第52条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、会員のうちから、理事会において選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第54条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告

(公告の方法)

- 第56条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法とする。

第14章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 本会の最初の会長は、塚本武男とする。

附 則

この定款は、平成29年6月9日から施行する。ただし、変更後の第11条の規定は、平成30年4月1日から施行する。